

日本造血・免疫細胞療法学会学会賞に関する規定

2026 年 8 月 8 日改定

第 1 条

本賞は、日本造血・免疫細胞療法学会学会賞と称する。

第 2 条

造血細胞移植あるいは免疫細胞療法に、基礎分野もしくは臨床分野において顕著な業績を挙げ、わが国の本領域の進歩に特筆すべき功績を残し、かつ将来さらなる発展が期待できる研究者に対し、日本造血・免疫細胞療法学会学会賞を与え、顕彰する。

第 3 条 受賞候補者

以下の条件を満たす者とする。

1. 日本造血・免疫細胞療法学会会員歴 5 年以上の正会員であること。

第4条 選考要領

広く学会員に推薦を募り、賞等選考委員会で選考し、理事会の無記名投票において決定する。賞等選考委員会は複数名を理事会に推薦することを可とする。無記名投票の1週間以上前に選考資料を理事に配布する。

第5条

1. 該当年度の総会において理事長より表彰を受けるとともに副賞を授与される。
2. 副賞は50万円の研究助成金とする。
3. 受賞者は該当年度の総会において30分程度の受賞記念講演を行う。

第6条

令和元年度(第42回総会)から実施する。

付則

本規定は 2019 年 9 月 27 日に制定した
本規定は 2026 年 8 月 8 日に改定した